

奈良工業高等専門学校情報システム統括室運営委員会規程

令和6年5月16日制定

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に、情報システム統括室規程（以下「統括室規程」という。）

第6条に基づき、情報システム統括室運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、情報システム統括室の管理・運営に必要な事項について審議することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 統括室規程第4条第1項第一号から第二号に記載する者

二 教務部門長

三 学生課長

四 学生課事務職員のうち、学生課長が指名する者

2 委員会が必要と認めるときは、第1項に記載する者以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(委員長)

第4条 委員長は、統括室規程第4条第1項第一号の者とし、委員会を招集してその議長となる。

2 委員長に事故あるときは、統括室規程第4条第1項第二号の者がその職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会は、第2条の目的を達成するため、統括室規程第3条に掲げる事項をもとに、必要となる事項を審議する。

(事務)

第6条 委員会の事務は、学生課で行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和6年5月16日から施行する。